

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 2
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 5

### ◇ 公 告

- 北九州市公告第368号により公告した一般競争入札の中止【総務局総務部総務課】 7

北九州市告示第 335 号

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 7 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱（平成 8 年北九州市告示第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則」を「北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「以上に」の次に「わたり」を加え、「が補助金」を「について補助金」に、「以降の」を「以後における」に、「ごとに」を「に応じ」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 災害復旧支援事業 初年度の補助事業の開始の日から起算して 1 年を超える部分及び初年度の当該補助事業に対する補助金相当額と通算して 120 万円を超える部分

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（北九州市補助金等交付規則との関係）

第 11 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和 41 年北九州市規則第 27 号）の定めるところによる。

別表のコミュニティー支援事業の項中「200 万円）。ただし、賃借料の月額が 222,300 円を超えるときは、222,300 円として算出するものとする。」を「、200 万円）」に改め、同表の店舗運営事業の項及び開業支援事業の項中

商店街等に存する空き店舗を賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗として有効活用する事業	中小小売商業者の団体	を
	中小企業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、個人、その他補助事業の対象となる空き店舗が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致した者で市長が認めたもの	

商店街等に存する空き店舗を賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗として有効活用する事業	中小小売商業者の団体
商店街等に存する空き店舗を賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗として有効活用する事業	中小企業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、個人その他補助事業の対象となる空き店舗が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致した者で市長が認めるもの

に、

「75万円）。ただし、賃借料の月額が125,000円を超えるときは、125,000円として算出するものとする。」を「、75万円）」に改め、同表に次のように加える。

災害復旧支援事業	商店街等（商店街等に近接する区域で市長が認めるものを含む。以下この項及び備考第2項において同じ。）に存する空き店舗等を使用し、又は賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗（一時的に事業を行うためのものを含む。）として有効活用する事業（災害からの復旧を目的とするものに限る。）	商店街等に存する小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗が過去1年間に火災、風水害等の災害により損害を受けた中小企業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、個人その他補助事業の対象となる空き店舗等が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致した者で市長が認めるもの	使用し、又は賃借した空き店舗等の改装（最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの又は空き店舗等の賃借料のいずれかの5分の4に相当する額（その額が120万円を超えるときは、120万円）
----------	---	--	---

別表の備考を次のように改める。

備考

- 1 コミュニティ施設等とは、商店街等における買い物客等が自由に利用することができ、それらの者の利便に寄与する休憩所、イベント会場その他これらに類する施設をいう。
- 2 空き店舗等とは、商店街等における店舗であって、現に商業活動が行

われていないものをいう。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の規定中災害復旧支援事業に関する部分は、令和4年4月19日以後に発生した火災、風水害等の災害に係る補助金の交付について適用する。

北九州市告示第 336 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項で準用する同法第 15 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 4 年 7 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号  
電源開発株式会社  
代表取締役 渡部肇史

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区大字小竹 3011 番及び同区柳崎町 4 番地先の公有水面

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、がれき類、ダスト類、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい及び政令第 13 号廃棄物

5 申請年月日

令和 4 年 6 月 30 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和 4 年 7 月 11 日から同年 8 月 12 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 4 年 8 月 26 日までに、第 6 項の縦覧場所に到着するように提出すること。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第455号

令和4年6月1日発行第5127号北九州市公報における北九州市公告第368号により公告した次の一般競争入札を中止する。

令和4年7月11日

北九州市長 北 橋 健 治

特定役務の名称 北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務